

令和7年度 第4回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和7年7月15日(火)午後2時30分～午後4時5分
- 2 場 所 市役所本庁2階 視聴覚室
- 3 出席者

農業委員 出席委員(14名)、欠席委員(1名)

| | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 |
|----|----------|--------|----|----------|-------|----|----------|-------|----|
| 会長 | 15 | 三宮 憲治 | ○ | | | | | | |
| 委員 | 1 | 麻生 祐三子 | ○ | 6 | 安藤 大作 | ○ | 11 | 衛藤 英教 | ○ |
| | 2 | 後藤 綾子 | ○ | 7 | 山崎 淳三 | × | 12 | 小野 末芳 | ○ |
| | 3 | 橋本 みゆき | ○ | 8 | 廣瀬 正雄 | ○ | 13 | 志賀 義和 | ○ |
| | 4 | 後藤 栄治 | ○ | 9 | 渡邊 丸美 | ○ | 14 | 三代 忠佑 | ○ |
| | 5 | 小野 不二夫 | ○ | 10 | 衛藤 講治 | ○ | | | |

農業委員会事務局職員等(5名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(2名)、農業振興課(1名)

- 4 議事録署名委員の指名 9番 渡邊 丸美 10番 衛藤 講治

5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 報告第8号 農地所有適格法人の要件審査について

6 議 事

- (1) 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (2) 議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について
- (3) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第24号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第25号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (7) 議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長（総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は 14 名。

豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が進行 ～

日程 1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程 2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、次の委員を指名。
9 番委員、10 番委員

日程 3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 8 号 農地所有適格法人の要件審査について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程 4

議 事

◆議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 本件について、提出者の説明を求めます。 |
| (農業振興課) | (資料に基づき説明) |
| 議 長 | 提出者の説明が終わりました。 本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。 |
| 6 番委員 | 株式会社エフバイオスという会社が農地を借り受けることになっていますが、住所が東京なのはなぜですか。また、周囲の農家に影響があるかが心配です。 |
| 4 番委員 | 三重町菅生にある会社ですが、本社が東京のため、住所が東京になっています。 また、株式会社エフバイオスは、植林のために、2m 程度に成長するまで苗木を植えているとのこと。苗木の周りの草木は管理できない可能性も考えられるので、定期的な確認と、場合によっては指導が必要になると思いますので留意しておきます。 |
| 議 長 | 他にありませんか。 《意見・質疑なし》 無いようですので、質疑を打ち切ります。 「議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について」は農業委員会として先程の意見を付して市に報告します。 <u>◆議案第 21 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について</u> 本件について、提出者の説明を求めます。 |
| (農業振興課) | (資料に基づき説明) |
| 議 長 | 提出者の説明が終わりました。 本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。 《意見・質疑なし》 無いようですので、質疑を打ち切ります。 本件については特に意見がありませんので、「議案第 21 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について」は「意見なし」として市に報告します。 (農業振興課職員 退席) <u>◆議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</u> 本件について、事務局の説明を求めます。 |
| (事務局) | (資料に基づき説明) |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。 ここで、番号 1 番から 10 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。 |

番号1番から4番の案件を12番委員に、番号5番から8番の案件を2番委員に、番号9番と10番の案件を13番委員にお願いします。

12番委員
2番委員
13番委員

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第22号の10案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第22号の10案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第16号の5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番から3番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番の案件を12番委員に、番号2番の案件を9番委員に、番号3番の案件を4番委員にお願いします。

12番委員
9番委員
4番委員

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第23号の3案件についてこれより質疑を許可します。

2番委員 申請書の説明だけでは分かりにくかったので、追加の説明を求めます。

議長 事務局の説明を求めます。

(事務局) 元々は建屋を建てるために申請されましたが、予算の関係で計画通りに進まず、新たに駐車場用地として計画を変更することになったので今回申請があがりました。

議長 他にありませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第23号の3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第23号の3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第24号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から17番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番から6番の案件を2番委員に、番号7番から12番の案件を12番委員に、番号13番と14番の案件を9番委員に、番号15番の案件を13番委員に、番号16番の案件を11番委員に、番号17番の案件を8番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告

2番委員
12番委員
9番委員
13番委員
11番委員
8番委員

調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

議 長

地区審査会の報告が終わりました。議案第24号の17案件について、これより質疑を許可します。

12番委員

番号14番の案件について、申請地の所有者は豊後大野市とのことですが、その後の利用計画などはありますか。

議 長

事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請地は、先日の議会によって、他の方にお譲りすることが決まっております、そのためは是正ということで、今回議案に挙がりました。

議 長

他にありませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第24号の17案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第24号の17案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 24 号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第 25 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。議案第 25 号の 3 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。

地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。

それでは、番号 1 番の案件を 12 番委員と 16 番委員に、番号 2 番の案件を 12 番委員と 18 番委員に、番号 3 番の案件を 4 番委員と 43 番委員にお願いします。

なお、迅速かつ適切に幹旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠であります。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

◆議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

本件について、ご意見はございませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和 7 年度第 4 回豊後大野市農業委員会定例

総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録書名については、原本による。